



しあわせ信州

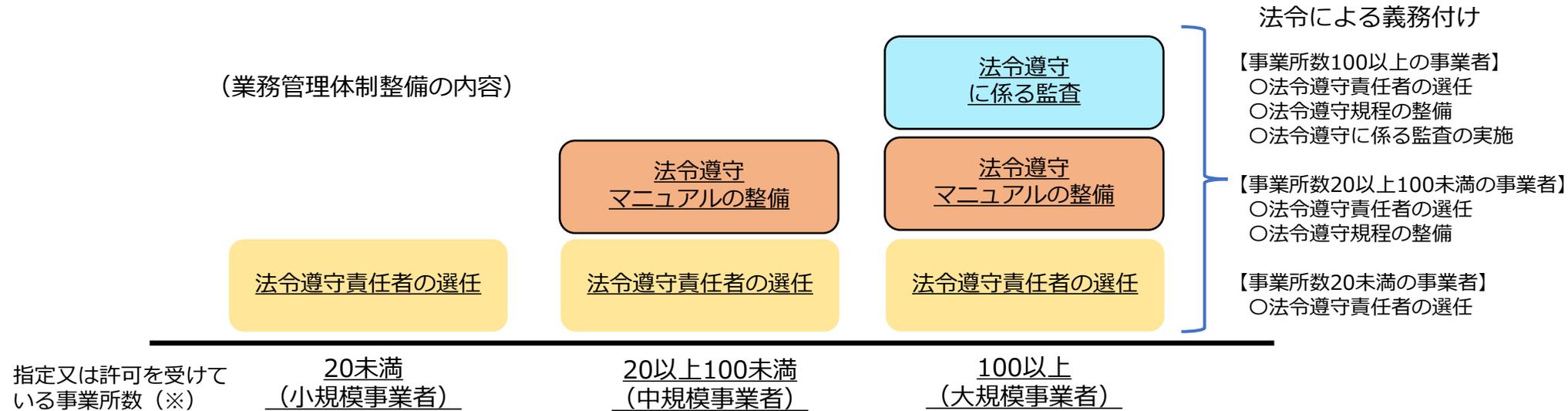
介護サービス事業者の業務管理体制の整備 に係る届出等について

長野県健康福祉部
介護支援課サービス係

1. 業務管理体制の整備について (介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39)

- 介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
- 介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所（施設）の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。
(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社など法人 (=事業者) 単位で届出)

(業務管理体制整備の内容)



※事業所等の数え方

- 事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数える。
- 同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数える。
 - ・「居宅サービス」、「介護予防サービス」、「居宅介護支援」、「介護予防支援」、「施設サービス」
 - ・「地域密着型サービス」、「地域密着型介護予防サービス」
- 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含むが、みなし事業所は除く。
 - ・「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービスについて、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったとみなされている事業所のこと。
- 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除く。

2. 業務管理体制の届出について (介護保険法施行規則第140条40)

届出が必要となる理由

届出が必要となる理由	届出様式
(1) 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (新規の届出)	第1号様式
(2) 事業所等の指定等による事業展開地域が変更し届出区分の変更が生じた場合 この区分の変更に関する届出は、区分変更前の行政機関と区分変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります	第1号様式
(3) 届出事項に変更があった場合※	第2号様式

すべての事業者（法人）は、(1)により業務管理体制を届け出る必要があります

変更届が必要となる事項※

届出事項	対象となる介護サービス事業者
(1) 事業所の ・ 名称又は氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
(2) 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
(3) 「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
(4) 「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

以下の場合、変更届は不要です

- ・ 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合（事業所区分に変更がない場合）
- ・ 法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

3.業務管理体制の届出先について (介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条40)

○届出先は、国、都道府県、中核市（長野市・松本市）市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

区分	届出先	部数
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	1部
② 指定事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 (主たる事務所が本県内に所在する場合は健康福祉部介護支援課)	1部
③ 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く	中核市（長野市・松本市）の長	1部
④ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長	1部
⑤ ①～④以外の事業者 ・県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県内にある介護サービス事業者 ・県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県外にある介護サービス事業者	長野県知事 (主たる事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所)	2部
	長野県知事 (健康福祉部介護支援課)	1部

(参考)
地方厚生局管轄区域一覧

地方厚生局	管轄区域
北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

4.業務管理体制の整備に関する届出システムについて

行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され電子申請による届出が可能となりました。

今後、業務管理体制に係る届出については、本システムにより行っていただきますようご協力をお願いいたします。
(従来どおり郵送での届出も可能です)

業務管理体制の整備に関する届出システムURL

(<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>)

業務管理体制の整備に関する届出システム	
ログイン	
ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。	
ユーザID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>
<input type="button" value="ログイン"/>	
<p>届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。</p> <p>初めて本システムを利用される事業者の方へ： 新規に届出を行う場合はこちら 既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合はこちら パスワードを忘れた方はこちら</p>	
【事業者の方へのお知らせ】	
①	運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。 電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
②	お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。 ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただきたく存じます。

5. 業務管理体制整備の内容について (介護保険法施行規則第140条39)

法令遵守責任者の選任

法令遵守責任者については、何らかの資格を求めるものではないですが、少なくとも介護保険法（以下、「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した**法務担当の責任者を選任することを想定**しています。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者**内部の法令遵守を確保できる者**を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

法令遵守規程の整備

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも、従業者に法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、**必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はありません。業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を規定するなど、各事業者の実態に即したもので構いません。**

業務執行状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委員会）が、法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく「業務執行状況の監査」とすることができます。

なお、当該監査は事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらでも差し支えありません。また、定期的などは、必ずしも全ての事業所等に対して年1回行わなければならないものではありませんが、事業所等ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に実施することが望まれます。

○検査等の実施にあたっての基本的な考え方

検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止
- 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る
- ※ **業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものという前提で実施**

検査の視点

- 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
- 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証（連座制の適用判断）。
 - ① 現状を的確に把握 ② 客観的に問題点を提示 ③ 事業者の理解や認識を確認
- ※ **問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け**

○検査等の実施手続き等

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
 - ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容
- (注) ②、③については該当する事業者

特別検査

指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施

- ① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
- ② 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

7.届出にあたっての主な質問事項及び回答内容 (厚生労働省Q&A)

質問	回答
休止中の事業所等については含まれるか。	休止中の事業所等も数に含める。
訪問介護における出張所等（いわゆる「サテライト事業所」）も1事業所として数えるのか。	サテライト事業所については、本体事業所に含まれるものであり、1事業所とは数えない。
事業所等の数に含めない「みなし事業所」とは何を指すのか。	「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所を指すものである。 (介護保険法第71条第1項、第115条の11を参照)
法人Aが運営する地域包括支援センターでは介護予防支援業務の一部について、法人Bが運営する居宅介護支援事業所に委託している。 この場合、法人Aの事業所等として、委託先である法人Bが運営する居宅介護支援事業所もカウントする必要があるか。また、法人Bは当該居宅介護支援事業所について、介護予防支援業務の委託を受けていることをもって介護予防支援事業所としてもカウントする必要があるか。	いずれの場合も、カウントする必要はない。
届出書に記載する事業所の指定年月日は、更新の有無にかかわらず当初の指定年月日を記載するのか。それとも更新していれば更新年月日を記載するのか。	当初の指定年月日を記載する。
A市内に所在する指定地域密着型サービス事業者（A市内のみで事業展開をしている事業者）をA市の同意を得てB市も指定している場合の業務管理体制の整備の届出は、A市及びB市の両方に行うことになるのか。	事業者が所在するA市のみが届出ることとなる。
主たる事務所がA県にあって、全ての事業所等がB県のC市（中核市）のみに存する場合、この場合の届出先はA県か、B県か、C市か。	中核市の長（C市）あて届出をしていただくこととなる。

運営する介護サービス事業所等の所在地は？

地域密着型サービスのみを行っている事業者はこちらから

運営する介護サービス事業所の所在地は？

複数の市町村である

複数の都道府県である

全て同一の
中核市内
である

全て同一の
指定都市内
である

全て同一の
都道府県内
である

その都道府県は、いくつの地方厚生局管轄
区域に所在していますか？

全て同一の
市町村内
である

2つ以上の地方厚生局
管轄区域である

3つ以上の地方厚生局
管轄区域である

届出先は、
当該中核市です

届出先は、
当該指定都市です

届出先は、
当該都道府県です

届出先は、
主たる事務所の
所在する都道府県
です

届出先は、
厚生労働省です

届出先は、
当該市町村です